

船舶保安システム審査の案内(日本籍船舶用 第16回改訂)

ISPSコード(船舶と港湾施設の保安のための国際コード)  
に基づく

船舶保安システム

審査の案内

(日本籍船舶用)

**ClassNK**

一般財団法人 日本海事協会  
船舶管理システム部

2024年6月(第16改訂)

## 船舶保安システム審査の案内(日本籍船舶用 第16回改訂)

### 改訂記録

日付	改訂	主な変更点
2004年6月	初版	新規制定
2017年9月	第12回改訂	オンライン審査申込サービス(e-Application)を追加した。 SSPの改訂承認及び改訂の届出の際の提出書類を変更した。
2018年11月	第13回改訂	SSP承認及び船舶審査申込時の提出文書を変更した。
2021年10月	第14回改訂	SSP電子承認システムの運用開始に伴いSSP承認の取り扱いを変更した。
2022年2月	第15回改訂	電子記録書の運用開始に伴い記述を変更した。
2024年6月	第16回改訂	MS-SPA: Schedule for Review and Approval of SSPの運用廃止及び記述の整理のため変更した。

ClassNK 各支部又は事務所の所轄範囲については

ClassNK が半年毎に発行しております“DIRECTORY”をご覧ください。(なお、“DIRECTORY”の最新版は、ClassNK のホームページから入手可能です)

この『審査の案内』に関するお問合せは、下記にお願い致します。

日本海事協会 船舶管理システム部

電話:03-5226-2173 / Fax:03-5226-2029

e-mail : [smd@classnk.or.jp](mailto:smd@classnk.or.jp)

# 目次

1. はじめに .....	1
2. 略語の説明 .....	1
3. 適用船舶 .....	2
4. 証書 .....	2
5. 船舶保安システム審査の種類と実施時期 .....	2
6. 審査の申込み .....	3
7. SSP の承認 .....	3
7.1 初回の承認 .....	3
8. 船舶審査 .....	5
8.1 審査の条件 .....	6
8.2 初回審査、中間審査及び更新審査 .....	6
8.3 臨時船舶保安証書(Interim ISSC)発行のための審査(臨時航行検査) .....	7
8.4 臨時審査 .....	7
8.5 初回、定期的及び臨時審査における船舶保安警報装置(SSAS)の確認 .....	8

## 1. はじめに

ClassNKは、「船舶保安システム規則」を制定し、日本政府(以下「JG」)から「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく船級協会(認定保安団体)として登録されております。以下に、日本籍船舶の審査及びJGによる証書発給に係わる手続きにつき、ご案内致します。

なお、ClassNKは次のとおりサービスの電子化を進めております。

1. 自己診断用のチェックリスト(SSP承認用、船舶審査用)及び審査の申請書式をホームページに掲載し、オンラインで船舶審査を申し込めるサービス(e-Application)を用意しています。
2. 2021年10月からSSP承認(初回、改訂のいずれも)は、電子的に承認することとなりました。SSP承認申込みはe-Applicationのご利用を推奨いたします。
3. 2022年1月30日から、船舶審査を行ったのち提供する審査記録書は電子的に発行され、会社へ送付されます。
4. 本「審査の案内」をはじめ、ClassNKのサービスは、ホームページからご利用できます。次のアドレスをご利用ください。

各種チェックリスト: <http://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/isps/index.html>

審査の申請書式: [http://www.classnk.or.jp/hp/ja/download/dl\\_appli.aspx](http://www.classnk.or.jp/hp/ja/download/dl_appli.aspx)

e-Application: <http://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/portal/e-appli.html>

## 2. 略語の説明

ISPS Code: International Ship and Port Facility Security Code  
船舶と港湾施設の国際保安コード

ISSC: International Ship Security Certificate	船舶保安証書〔国際船舶保安証書〕
SSP: Ship Security Plan	船舶保安規程〔船舶保安計画〕
SSA: Ship Security Assessment	船舶保安評価
CSO: Company Security Officer	船舶保安統括者〔会社保安職員〕
SSO: Ship Security Officer	船舶保安管理者〔船舶保安職員〕
RSO: Recognized Security Organization	認定保安団体
DOC: Document of Compliance	適合書類
SMC: Safety Management Certificate	安全管理証書(ISMコード)

法律で使われている用語を併記しました。一般的なNK訳は[ ]内です。  
法律: 「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」  
(平成16年 法律第31号)

省令：「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則」  
(国土交通省令第59号)

規則：ClassNKの「船舶保安システム規則」(2004年6月8日国土交通大臣認可)

### 3. 適用船舶

ClassNKが行う船舶保安システムの審査は、日本籍船舶であって国際航海に従事する下記の船種に適用されます。

- .1 旅客船を除く総トン数500トン\*以上の船舶
- .2 移動式海底資源掘削船

(\*注：国際トン数(TM69)です。日本国政府JGが発行する国際トン数証書：INTERNATIONAL TONNAGE CERTIFICATE(1969)に記載されます。)

なお、日本籍船舶の場合、船舶保安システムは船級登録の要件となりますので、船級の維持のためには船舶保安システム登録が維持されていることも条件の一つとなります。また、NK船級以外の日本籍船にNKが船舶保安システムの登録をすることができます。

### 4. 証書

ISSCは、JGから発給されます。ClassNKが発行する審査記録書及びMS-RC(省令第42条に基づき、ClassNKからJGに提出するものです。)を添え、発給を受けようとする場所の地方運輸局(省令第40条による船舶所在地官庁)に申し込んで下さい。

### 5. 船舶保安システム審査の種類と実施時期

審査には次の種類があります。

#### (1) SSPの承認

初回の承認

改訂時の承認

#### (2) 船舶審査

初回審査：船舶に初めてISSCを発行する審査

更新審査：5年を超えない期間で実施するISSCを更新する審査

中間審査：2回目と3回目の審査基準日(注1)の間で実施する審査

臨時審査：次の審査があります

- a. 不適合を解消するための臨時審査
- b. SSPの大幅な変更の再承認後に行う臨時審査
- c. その他の臨時審査

- 船名など ISSC の記載事項に変更がある場合に、ISSC を再発行する JG から求められた場合
- 保安警報装置 (SSAS) の換装

臨時船舶保安証書 (Interim ISSC) 発行のための審査: これを法律では「臨時航行検査」と呼んでいます。

注1: 審査基準日とは、ISSC の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいいます。

## 6. 審査の申込み

審査の申込みは、e-Application もしくは e-mail 等で、SSP の承認であれば最寄りの事務所、船上審査であれば審査を受ける予定の港の最寄りの事務所に申込書を提出して下さい。書式は次のとおりです。

- 船上審査: APPLI-CSA or APPLI-CSA-j
- SSP 承認: MS-APPLI-SSP or MS-APPLI-SSP-j

書式は ClassNK のホームページよりダウンロードすることができます。

([https://www.classnk.or.jp/hp/en/download/dl\\_appli.aspx](https://www.classnk.or.jp/hp/en/download/dl_appli.aspx))

## 7. SSP の承認

### 7.1 初回の承認

#### 7.1.1 提出文書

次の文書を提出して下さい。

- .1 申込書
- .2 SSP
- .3 SSA の報告書
- .4 CSO の訓練証明書の写し
- .5 有効な DOC の写し
- .6 CSR の写し又は船舶所有者(登録上の所有者及び船舶借入人)の名称及び住所が記載された書類
- .7 SSAS の構造及び配置を示す図面
- .8 制限区域を示す図面
- .9 一般配置図
- .10 船体中央横断図

ただし、SSP に含まれている文書は、重複して提出する必要はありません。

なお、次の文書が SSP に含まれていない場合には、上記に加えて提出が必要です。

- .1 船舶保安統括者 (CSO) と船舶保安に関連する他の陸上要員の責任と権限を規定した会社の手順書及びその組織図
- .2 会社が、CSO、SSO 及び船長に対し、船舶の保安に関連する職務と責任を遂

行するために、必要な支援を提供することを示す宣言書 (ISPS A/6.2)

.3 下記に関する最新の情報が記載された文書 (SOLAS XI-2 Reg.5)

- i) 船舶の乗組員を指名する責任を負っている者
- ii) 船舶の使用を決定する責任を負っている者
- iii) 船舶が契約により雇い入れられている場合にはその契約者

### 7.1.2 文書審査

提出された文書を審査し、SSPがSOLAS XI-2 及びISPSコードに適合している場合に、SSPを承認します。適合していない場合には、担当の審査員から是正をお願いすることになります(なお、e-Applicationでお申込みいただいた場合はオンラインチャットでお伝えしますので審査はスムーズです。)

承認後、MS-LOA/Approval of Ship Security Planを発行し、SSPに押印し、電子化したファイルを会社に返却します。本船へは会社からご送付いただき、会社と本船とで保管してください。

なお、ClassNKには承認印 (Approved) を押印したSSPの表紙、改訂記録及び目次の写し、SSAの表紙の写しのみを保管します。

## 7.2 承認済 SSP の改訂による再承認

### 7.2.1 提出文書

改訂には、承認を要する変更と、承認を要さない「軽微な変更」があります。軽微な変更は、次の事項です。(省令第20条)

- a) 操練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項
- b) CSOの選任に関する事項
- c) SSOの選任に関する事項
- d) その他 JG が船舶の保安に支障がないと認める事項

軽微な変更の承認は求められませんが、ClassNKの確認は必要です。

(A) 承認を要する変更では、次の文書を提出して下さい。

- .1 申込書 (Amendment to an approved SSP を選択して下さい)
- .2 改訂版の SSP 表紙 (変更がある場合もしくは承認スタンプの押印を希望される場合に限り。)
- .3 SSP の改訂記録、目次及び改訂版の当該ページ
- .4 改訂した個所が含まれている旧版の当該ページ又は新旧の対比を参照できる資料
- .5 改訂した SSP の基となった SSA の報告書(注2)
- .6 有効なDOCの写し(発行者がNK以外の場合)
- .7 CSOの訓練証明書の写し
- .8 CSRの写し又は船舶所有者(登録上の所有者及び船舶借入人)の名称及び

### 住所が記載された書類

注2

初回の承認と同様に、改訂時にも、SSAは必要に応じて報告書に取り入れてください。

(B) 軽微な変更では、次の文書を提出して下さい。

- .1 申込書 (Notification of changes to an approved SSP を選択してください)
- .2 SSPの表紙(変更があれば)
- .3 目次(変更があれば)
- .4 SSPの改訂記録
- .5 改訂した個所が含まれている旧版の当該ページ又は新旧の対比を参照できる資料
- .6 改訂版の当該ページ

なお、SSP中の単なる誤字、脱字等の修正をご要望される場合でも、上記と同じ申請が必要です。

#### 7.2.2 文書審査

(A) 承認を要する変更では、提出された文書を審査し、改訂された SSP の個所が SOLAS XI-2 及び ISPS コードに適合している場合に SSP を再承認します。適合していない場合には、担当の審査員からは是正をお願いすることになります(なお、e-Application でお申込みいただいた場合はオンラインチャットでお伝えしますので審査はスムーズです。)

承認後、改訂版を承認したことを証する書類 (MS-LOA-AMD / Approval of Amendments to Ship Security Plan 及び MS-LOA-AMD-ATT/ Attachment to MS-LOA-AMD) を発行し、再承認したページに押印し、電子化したファイルを会社に返却します。本船へは会社からご送付ください。

MS-LOA-AMD-ATT には、SSP 改訂部分の船上検証審査をいつまでに実施しなければならないかを明記します。通常、保安設備、保安装置等に大幅な変更(例えば、SSAS 換装)がなければ、船上検証は次回定期的審査時期までと指定します。

船上検証の Due date が設定された場合はその期限までに臨時審査をお申し込みください。なお、当該船上検証は時期があえば定期的審査と同時に実施できます。

(B) 軽微な変更では、提出された文書を審査し、改訂された SSP の個所が承認を必要とする内容ではないことを確認し、改訂されたページに押印し、電子化したファイルを会社に返却します。本船へは会社からご送付ください。この場合、MS-LOA-AMD 及び MS-LOA-AMD-ATT の発行はありません。

## 8. 船舶審査



## 8.1 審査の条件

当該船舶又は審査を受ける港の保安レベルが3の場合、審査を円滑に実施することが困難なため、申込みを受理することができません。また、入渠中若しくは係船中等、通常の運航状態でない船舶に対しては、原則として Interim ISSC 発行のための臨時航行検査及びSSAS確認のための臨時審査を除き、審査を実施することができませんのでご注意ください。

## 8.2 初回審査、中間審査及び更新審査

### 8.2.1 提出文書

次の文書を提出して下さい。

- .1 申込書
- .2 DOC 及び SMC の写し (発行者が NK 以外の場合)
- .3 JG が発行した STCW 条約に基づく SSO の証明書
- .4 履歴記録 (CSR) の写し又は船舶所有者 (登録上の所有者及び船舶借入人) の名称及び住所が記載された書類

### 8.2.2 船舶審査

- 8.2.2.1 担当事務所の審査員が訪船し、あらかじめ送付しています”Audit Plan” に沿って、船長、SSO、特定保安従事者 (もしも指名されていれば) そしてその他の乗組員へのインタビュー、記録の確認、船内の保安措置の確認等を行います。
- 8.2.2.2 初回審査若しくは更新審査において、審査中に是正できない NC が見出された場合は、審査を完了できません。
- 8.2.2.3 中間審査若しくは臨時審査において、審査中に是正できない NC が見出された場合は、証書への裏書は行いますが、併せてその是正を求めます。その場合は、2 週間以内には是正計画 (Corrective Action Plan) の提出を求め、併せて審査から 3 ヶ月以内の臨時審査を求めます。審査員が是正計画に合意して審査が完了します。その是正計画の実施は、原則として『不適合是正確認のための臨時審査』において確認します。
- 8.2.2.4 『不適合是正確認のための臨時審査』を要求された場合、指定された期日までに不適合が解消されないときは、船舶保安証書は失効しますのでご注意ください。
- 8.2.2.5 審査の立会者として、SSP に精通した本船乗組員を指名して審査に立合せて下さい。

- 8.2.2.6 初回審査に先立って、少なくとも1回の保安操練を実施しておいて下さい。実施されていなければ審査時に実施していただくことになります。
- 8.2.2.7 保安業務に関する内部監査及び見直しは、SSPに記載の間隔で実施し、記録を船上に保管しておいて下さい。
- 8.2.2.8 ClassNKが審査時に発行します審査記録書は、会社と船上で少なくとも5年間保管して下さい。

### 8.3 臨時船舶保安証書(Interim ISSC)発行のための審査(臨時航行検査)

#### 8.3.1 提出文書

次の文書を提出して下さい。

- .1 申込書
- .2 (仮)国籍証書の写し(NK船級船でない場合)
- .3 DOCの写し(発行者がNK以外の場合)
- .4 JGが発行したSSOの証明書(船舶保安管理者適任証書: Certificate of Qualification for SSO)
- .5 履歴記録(CSR)の写し又は船舶所有者(登録上の所有者及び船舶借入人)の名称及び住所が記載された書類
- .6 SSPを承認のために提出していることを証明するe-mailの写しなど

#### 8.3.2 船舶審査

担当事務所の審査員が訪船し、次の事項を確認します。これらの事項全てを確認できなかった場合は、審査を完了することはできませんのでご注意ください。

- .1 保安の職務を有する乗組員等が、SSPに規定されている職務と責任に習熟していること。
- .2 SSOが適切な訓練を受け、JGが発行したSTCW条約に基づくSSOの証明書を保持していること。
- .3 ISPS code A/9.4.1から9.4.18の要件が規定されているSSPが船上に備え置かれ、ClassNKに承認を求めするために提出されている(これを証明するe-mailの写しなどが必要です。)、若しくは承認されていること。
- .4 SSPに規定されている操練が少なくとも1回実施されている、又は実施する計画を出航前にCSO若しくはSSOが立案していること。
- .5 SSAS発信テストを行い良好に通信されること。
- .6 船上に有効なDOCの写しが備え置かれていること。

### 8.4 臨時審査

#### 8.4.1 提出文書

8.2.1と同じです。

8.4.2 不適合是正確認のための臨時審査

審査範囲は、原則として、不適合に関連する部分のみとします。(8.2.2.4 参照)

8.4.3 SSP再承認後の臨時審査

SSPの大幅な改訂のため船上検証のDue dateが指定された場合、期限までに改訂部分の運用状況を確認する臨時審査を申し込んで下さい。審査範囲は、原則として、改訂に関連する部分のみとします。

8.4.4 船名等のISSC記載事項が変更となった場合の臨時審査

船名が変更となった場合、原則として審査員が訪船して臨時審査を行います。この臨時審査では、SSASの情報としての船名の書換え、SSPが改訂されていることなどを確認します。

船名以外のISSC記載事項の変更に伴う臨時審査の必要性については、都度ご相談下さい。

8.4.5 JGが要求する臨時審査

JGが追加の臨時審査を要求した場合は、その背景を勘案した上で、審査範囲を決定してお知らせします。

8.4.6 SSASの取替え・修理後の確認のための臨時審査

下記8.5.2を参照下さい。

## 8.5 初回、定期的及び臨時審査における船舶保安警報装置(SSAS)の確認

8.5.1 SSAS設置後、無線業者により、SSASが国土交通省令第59号、第6条(注3)の規定に適合していることを試験し、SSASの適合性を示す報告書(SSAS checklist)を作成し本船に備え置いて下さい。

注3: 国土交通省令 第59号

第6条 法第五条第二項の国土交通省令で定める船舶警報通報装置の設置に関する技術上の基準は、次に掲げる基準とする。

1. 次に掲げる情報を速やかに海上保安庁に送信できるものであること。
  - イ 国際航海日本船舶の船名、国際海事機関船舶識別番号その他の当該国際航海日本船舶を特定することができる情報
  - ロ 国際航海日本船舶に対する危害行為が発生したことを示す情報
  - ハ 国際航海日本船舶の位置を示す情報
2. 船舶警報通報装置の作動を停止させるまで前号に掲げる情報を継続的に送信するものであること。
3. 航海船橋及びそれ以外の適当な場所において第一号に掲げる情報の送信を操作できるものであること。
4. 誤操作による第一号に掲げる情報の送信を防止するための措置が講じられているものであること。
5. 他の船舶に第一号に掲げる情報を送信しないものであること。

6. 可視可聴の警報を発しないものであること。

二 前項に定めるもののほか、船舶警報通報装置の設置に関する技術上の基準の細目は、国土交通大臣が告示で定める。

8.5.2 SSAS の設置後、最初の審査では下記を確認します。

- .1 SSAS の使用に関する手順が SSP に含まれていること。よって、SSAS 設置又は換装工事の前に SSP 改訂承認が完了していることが求められる。
- .2 SSAS checklist
- .3 海上保安庁への SSAS 発信テストに立会
- .4 ISPS コード A 部 9.4.17 及び 9.4.18 の要件適合

8.5.3 その後の定期的審査(初回審査、中間審査及び更新審査)において、下記事項を確認します。

- .1 ISPS コード A 部 10.1.10 で要求されている、SSAS の保守、校正、試験の記録
- .2 海上保安庁(初回及び更新審査のみ)及び CSO (SSP に規定している頻度)への SSAS 発信テストの結果
- .3 ISPS コード A 部 9.4.17 及び 9.4.18 の要件に適合していること